

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

大規模地震発生後の危険物施設の安全確保について

(平成30年6月19日付け消防危第114号)

大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生したことから、地震の影響が大きかった地域の危険物施設に対して、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した安全確保の徹底を依頼しました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3006/pdf/300619_ki114.pdf

「危険物施設の震災等対策ガイドライン」は、平成26年に消防庁危険物保安室が作成したもので、消防庁ホームページに掲載しております。（「危険物施設の震災等対策ガイドライン」）

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>

化学工場における爆発事故防止等の徹底について

(平成30年7月4日付け事務連絡)

福井県三方上中郡の危険物施設（製造所）で発生した爆発事故をうけて、事故概要及び事故防止に関する事項を通知したものです。

化学工場で爆発事故等が発生した場合、周辺に有害物質が飛散する可能性も高く、当該事故でも付近住民の方にも負傷者が発生しており、有害物質に関する住民広報等が被害拡大防止に重要になります。化学工場内の安全対策のほか、地域におけるリスクコミュニケーション体制の確保にも配慮願います。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3007/pdf/300704_jimurenraku.pdf

平成30年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について

(平成30年7月13日付け消防危第132号)

平成30年7月豪雨による被害が極めて甚大であることを踏まえ、消防法令に基づき行われている以下の制度に係る特例的な運用や留意事項について示しました。

- 豪雨被害を受けた危険物施設の点検等について
- 豪雨被害を受けた危険物施設に係る変更許可等の手続きについて
- 豪雨被害を受けた被災地での仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて
- 危険物取扱者保安講習について

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3007/pdf/300713_ki132.pdf

平成30年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について

(平成30年7月20日付け消防予第475号・消防危第138号)

平成30年7月豪雨による被害が極めて甚大であることを踏まえ、消防法令に基づき行われている危険物取扱者免状の再交付手数料や危険物施設の設置・変更許可申請手数料等の各種制度に係る手数料については、各地方公共団体の条例によるほか、地方自治法による議会の議決を経て減免措置等を行うことができる旨通知しました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3007/pdf/300720_yo475_ki138.pdf

平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用等に係るリーフレットの送付について

(平成30年7月20日付け事務連絡)

上記二つの通知に示した内容について、危険物施設関係者に対する周知のため、各申請窓口での掲示や、立入検査時の周知などに活用できるようリーフレットを作成しました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3007/pdf/300720_jimurenaku_2.pdf
